

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（食品企業者関係）		
税 目	所得税・法人税（措法第 10 条の 3、第 42 条の 6、第 68 条の 11）		
要 望 の 内 容	中小企業投資促進税制の適用期限を延長する。 [現行制度の概要] (1) 適用対象者：中小企業者、事業協同組合等  (2) 対象設備の取得価額： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械及び装置（取得価額が 160 万円以上）</li> <li>・ 特定の器具及び備品（1 台の取得価額が 120 万円以上）</li> <li>・ 一定のソフトウェア（合計の取得価額が 70 万円以上）</li> </ul> (3) 特例措置：取得の場合は 30% の特別償却又は 7% の税額控除（ただし、資本等の金額が 3 千万円以下の中小企業等に適用）との選択		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— （▲132,200 百万円）	

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的  農林水産関連中小企業は、大企業に比べ設備投資の資金繰りについて厳しい状況にある。  一方で、食の安全・安心に対する消費者の関心が高まっており、中小食品製造業においては、衛生管理システムの導入等の取組が急務となっている。また、大規模食品製造業との競争力を確保するため、特色ある新商品開発等を行い、製品の高付加価値化を図ることも不可欠となっている。  このようなことから、本税制措置をもって設備投資を促進することにより、日本経済の担い手である農林水産関連中小企業の成長を実現することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性  景気は持ち直していたが、東日本大震災の影響により、このところ弱い動きとなっている中で、やる気のある農林水産関連中小企業の前向きな取組を支援する本税制措置は、地域の雇用を確保する上で必要である。</p>									
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="323 1319 539 1641"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="539 1319 1481 1641"> <p>《大目標》  食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。  《中目標》  食料の安定供給の確保  《政策分野》  食品産業の持続的な発展</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1641 539 1794"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1641 1481 1794"> <p>やる気のある農林水産関連中小企業の前向きな投資を包括的に支援することにより、雇用の安定・新事業創出の推進をもって、国民経済の発展を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1794 539 1955"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="539 1794 1481 1955"> <p>平成 26 年 3 月 31 日まで（2 年間）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1955 539 2130"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1955 1481 2130"> <p>農林水産関連中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率について、前年平均値と比較して 5%ポイント程度向上させることを目指す（2 年間で 10%ポイントの向上）。</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》  食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。  《中目標》  食料の安定供給の確保  《政策分野》  食品産業の持続的な発展</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>やる気のある農林水産関連中小企業の前向きな投資を包括的に支援することにより、雇用の安定・新事業創出の推進をもって、国民経済の発展を図る。</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成 26 年 3 月 31 日まで（2 年間）</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>農林水産関連中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率について、前年平均値と比較して 5%ポイント程度向上させることを目指す（2 年間で 10%ポイントの向上）。</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》  食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。  《中目標》  食料の安定供給の確保  《政策分野》  食品産業の持続的な発展</p>									
<p>政策の達成目標</p>	<p>やる気のある農林水産関連中小企業の前向きな投資を包括的に支援することにより、雇用の安定・新事業創出の推進をもって、国民経済の発展を図る。</p>									
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成 26 年 3 月 31 日まで（2 年間）</p>									
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>農林水産関連中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率について、前年平均値と比較して 5%ポイント程度向上させることを目指す（2 年間で 10%ポイントの向上）。</p>									

		政策目標の達成状況	景気が持ち直し、農林水産関連中小企業の設備投資が回復している中で、継続した利用が見られることから、前向きな取組を行っている農林水産関連中小企業にとって一定の効果を挙げている。
有効性		要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用事業者数) 平成24年度 9,397社、平成25年度 9,397社 注) 適用件数は、工業統計(経済産業省)における食料品製業の事業者数(全事業者-300人以上事業者)のうち、2割を適用件数として推計している。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制措置は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって設備投資へのインセンティブとなる。 加えて、本税制措置では、中小企業の設備投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置全般、一定の器具備品、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化や生産性向上に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。
相当性		当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	本税制措置は、農林水産関係を含む幅広い中小企業等の機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げを図ることを通じて、中小企業の経営安定を図ることを目的としているものであるが、本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等の予算上の措置、及び財投による融資制度等は存在しない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	中小企業の設備投資は、その企業の資金状況や業況等により左右されるため、最近の著しい技術革新の中で時代に即応した中小企業の機動的な投資を促進するためには、一定の要件を満たし、かつ、対象者が限られる補助金や財投と異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり対象者を特定しない税制措置による支援が効果的かつ効率的である。あらかじめ用途を限定した補助金等と異なり、個々の中小企業の状況に応じた経営戦略や創意工夫によって、税制の利用によって生まれた余剰資金を再投資資金や運転資金等に活用させ、より積極的で効率的な経営を促す効果も期待される。
		要望の措置の妥当性	農林水産関連中小企業の近代化、合理化のための投資の促進を図るに当たって、対象者を特定しない本税制措置は中小企業全体の迅速な設備更新に資するという点で適正かつ有効である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	農林水産関連中小企業において、継続した利用実績がある。 百万円			
			H 2 0	H 2 1	H 2 2
	取得	特償実施額	5,875	4,724	5,012
		税額控除実施額	1,523	1,225	1,299
	リース	税額控除実施額	788	522	567
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	<p>本税制措置によって、中小企業の設備投資が下支えされているとともに、中小企業の生産能力の拡充や生産性向上に寄与する設備導入が後押されている。</p> <p>本税制措置は中小企業に幅広く利用されており、中小企業の資金繰りやキャッシュフローの改善による再投資拡大に大きく寄与している。</p>			
	前回要望時の達成目標	やる気のある農林水産関連中小企業の前向きな投資を包括的に支援することにより、雇用の安定・新事業創出の推進をもって、国民経済の発展を図る。			
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>景気は持ち直してきていたが、引き続き設備投資のための資金繰りが厳しい状況にあったため。</p> <p>東日本大震災の影響によって景気がこのところ弱い動きとなっていることから、依然、本税制措置により設備投資の促進を図る必要がある。</p>			
これまでの要望経緯	<p>中小企業投資促進税制創設（平成10年4月総合経済対策）</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備の拡充 〔普通自動車：車両総重量8t以上→3.5t以上〕</p> <p>平成12年度 1年間の延長 〔平成13年5月までの適用期限の延長〕</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長 〔平成14年3月までの適用期限の延長〕</p> <p>平成14年度 2年間の延長 〔平成16年3月までの適用期限の延長、対象設備の取得価額の引下げ〕 取得：230万円以上→160万円以上 リース：300万円以上→210万円以上</p> <p>平成16年度 2年間の延長 〔平成18年3月までの適用期限の延長、対象設備（器具・備品）の取得価額の引上げ〕 取得：100万円以上→120万円以上 リース：140万円以上→160万円以上</p> <p>平成18年度 2年間の延長 〔平成20年3月までの適用期限の延長、対象資産に一定のソフトウェア、デジタル複合機を追加し、電子計算機以外の器具・備品を除外〕</p> <p>平成20年度 2年間の延長 平成22年度 2年間の延長</p>				

